



栃木県公報

平成25年
8月27日(火)
第2508号

目次

告示

- 栃木県情報公開条例第30条に規定する出資法人等の指定の全部変更..... 707
- 公印の廃止..... 707
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 708
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定に係る変更..... 709
- 地籍調査の成果の認証..... 709

公告

- 大規模小売店舗の新設の届出..... 709
- 大規模小売店舗の変更の届出..... 710
- 患畜の届出..... 711
- 県営土地改良事業に係る換地処分..... 711

教育委員会

- 栃木県情報公開条例第30条に規定する出資法人等の指定の廃止..... 711

告示

栃木県告示第462号

栃木県情報公開条例第30条に規定する出資法人等の指定（平成24年栃木県告示第296号）の全部を次のよう
に変更したので、栃木県情報公開条例施行規則（平成12年栃木県規則第8号）第13条第2項の規定により告示
する。

平成25年 8月27日

栃木県知事 福田 富一

- 公益財団法人栃木県育英会
- 公益財団法人栃木県消防協会
- 公益財団法人栃木県保健衛生事業団
- 公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構
- 公益社団法人栃木県観光物産協会
- 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
- 株式会社日光自然博物館
- 株式会社とちぎ産業交流センター
- 株式会社システムソリューションセンターとちぎ

栃木県告示第463号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成25年 8月27日

栃木県知事 福田 富一

名	称	寸法 (ミリメートル)	書体	用途	廃止期日	廃止理由

栃 木 県 室 長 印 ③	方20	てん書	一般文書用	平成25年 3月31日	組織改編のため
栃木県県民の森管理事務所長印	〃	〃	〃	〃	〃
栃木県県民の森管理事務所印	方25	〃	〃	〃	〃
栃木県県民の森管理事務所出納員印	方18	〃	公所出納員用	〃	〃
栃木県立塩谷高等学校出納員之印	〃	〃	〃	〃	〃
栃木県立佐野女子高等学校出納員印	〃	〃	〃	〃	〃
栃木県立佐野松陽高等学校出納員印	〃	〃	〃	〃	〃
栃木県立田沼高等学校出納員之印	〃	〃	〃	〃	〃

(文書学事課)

栃木県告示第464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成25年 8月27日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
もてぎの森メディカル・プラザ	茂木町烏生田330	医療法人社団松徳会 理事長 松田 源一	平成25年 6月1日	精神通院医療
なすの薬局	那須塩原市井口489-1	平野 仁子	平成25年 8月1日	精神通院医療
いちご薬局大田原店	大田原市加治屋83-586	株式会社ノースファーマ 代表取締役 大部 修	平成25年 8月1日	精神通院医療
間々田調剤薬局	小山市間々田1627-1	株式会社ピノキオ小山 代表取締役 貝賀 幹生	平成25年 7月1日	精神通院医療
ピノキオ薬局小山東店	小山市若木町1-5-6	株式会社ピノキオ小山 代表取締役 貝賀 幹生	平成25年 7月1日	精神通院医療
しろやま調剤薬局	小山市城山町2-9-18	株式会社ピノキオ小山 代表取締役 貝賀 幹生	平成25年 7月1日	精神通院医療
いずみ薬局	小山市乙女2-1-22	株式会社ピノキオ小山 代表取締役 貝賀 幹生	平成25年 8月1日	精神通院医療
ゆうせい薬局	大田原市新富町3-3697-1	株式会社まつや薬局 代表取締役 松本 寿広	平成25年 8月1日	精神通院医療

ファークスのぎ薬局	野木町丸林420-6	株式会社ファークス 代表取締役 島田 光明	平成25年 8 月 1 日	精神通院医療
アポロ薬局	足利市南大町453	株式会社メディキュア 代表取締役 遠田 健二	平成25年 8 月 1 日	精神通院医療

栃木県告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成25年 8 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
新小山市民病院 (小山市民病院)	小山市若木町 1-1-5	地方独立行政法人新小山市民病院 理事長 島田 和幸	平成25年 4 月 1 日	精神通院医療

※表中の（ ）は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第466号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年 8 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調 査 区 域	成 果 の 名 称	認 証 年 月 日
大田原市	大田原市南金丸の一部	大田原市南金丸の一部（南金丸Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年 8 月13日
さくら市	さくら市松山新田及び箱森新田の各一部	さくら市松山新田及び箱森新田の各一部（松山新田Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年 8 月13日
塩谷町	塩谷町大字飯岡、大字芦場新田及び大字船生の各一部	塩谷町大字飯岡、大字芦場新田及び大字船生の各一部（芦場新田Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年 8 月13日

(農村振興課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成25年12月27日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年 8 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- テックランド小山北店
下野市川中子字東原3329-6 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社ヤマダ電機
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年4月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,031㎡
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 71台
駐輪場 7台
- 7 荷さばき施設の面積
27㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
37㎡
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 13 届出年月日
平成25年8月9日
- 14 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成25年12月27日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年8月27日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
壬生おもちゃ団地ショッピングセンター
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美217-5 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平	イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典	平成25年 3 月 1 日

4 届出年月日

平成25年 8 月 8 日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成25年 8 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	大田原市	平成25年 8 月 9 日	法令殺

(畜産振興課)

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営江川南部Ⅱ地区土地改良（区画整理）事業（第2換地区）内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年 8 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

1 換地処分の年月日

平成25年 8 月 9 日

2 換地処分の内容

平成25年 6 月 7 日付け栃木県告示第356号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会告示第9号

栃木県情報公開条例第30条に規定する出資法人等の指定（平成24年栃木県教育委員会告示第9号）は、廃止する。

平成25年 8 月27日

栃木県教育委員会

(総務課)